Ⅱ.事業者の皆様へのお願い

⑤-1飲食店等に対する営業時間短縮等の要請

地	域	措置区域	措置区域以外	
期	間	8月8日(日)~	~8月31日(火)	
対	象	全ての飲食店等		
時	間	5時~20時	5時~21時	
酒類の提供		禁止	「一定の要件」を満たした 場合に限り、提供可 時間的余裕をもって ストップ	

⑤-2 時短要請に係る協力金

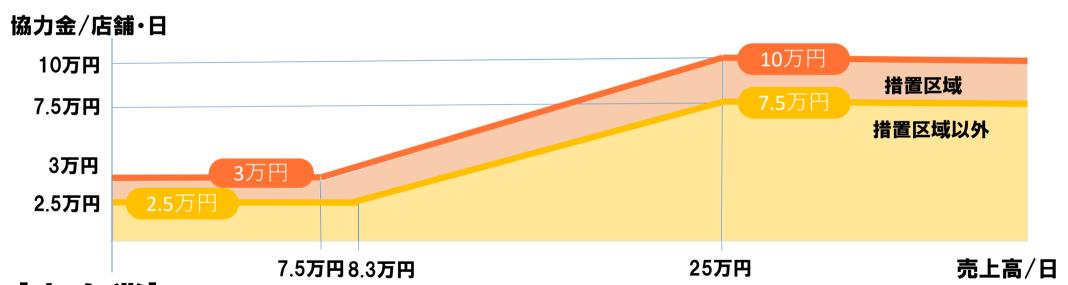
域 地 措置区域 措置区域以外 8月8日(日)~8月31日(火)24日間 期 間 〇中小企業 〇中小企業 売上高に応じて 売上高に応じて 3万円~10万円 2.5万円~7.5万円 〇大企業 〇大企業 (1店舗1日あたり) 売上高減少額の4割 売上高減少額の4割 (最大20万円) (最大20万円) ①業種別ガイドラインを遵守 ②「ニューあいちスタンダード(あいスタ)」の認証を受け、認 証ステッカーを掲示 又は 支給要件 安全・安心宣言施設に登録、PRステッカーとポスターを掲示 ③カラオケ設備の利用自粛(カラオケボックスを除く)

⑤-3 時短要請に係る協力金

[中小企業] 1店舗・1日あたり(売上高は、前年度または前々年度の売上高を用いる)

措置区域				
売上高/日	~7.5万円	7.5万円~25万円	25万円~ ^{1億円~}	
およその年売上高	~3,000万円	3,000万円~1億円		
協力金の額	3	3 _{万円~} 10 _{万円}	10 万円	
(店舗・日)	万円	(1日あたり売上高の40%)		

措置区域以外				
売上高/日 ぉょその年売上高	~約8.3万円 ~3,000万円	約8.3万円~25万円 3,000万円~1億円	25 万円~ ^{1億円~}	
協力金の額 (店舗・日)	2.5 万円	2.5 _{万円~} 7.5 _{万円} (1日あたり売上高の30%)	7.5 万円	



「大企業」1店舗・1日あたり(売上高減少額は、今年度と前年度または前々年度の売上高と比較)

売上高減少額の4割(最大20万円)

※中小企業においてもこの方式を選択可

措置区域以外の店舗は、前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高の30%の額を超えることはできません。

5-4 カラオケ設備の利用自粛

地 愛知県全域 域 8月8日(日)~8月31日(火) 期 間 ・飲食を主として業としている店舗
・結婚式場 ※カラオケボックスは対象外 対 容 カラオケ設備の利用自粛

⑥ 飲食店等以外の営業時間短縮等の要請及び働きかけ

期間

8月8日(日)~8月31日(火)·24日間

主な対象施設	主な要請内容	
劇場、観覧場、映画館、演芸場等	・イベントの開催制限の遵守	
集会場、公会堂 等	・5時から21時までの時短要請※イベント開催以外の場合は、	
展示場、貸会議室、文化会館等	1000㎡超:5時から20時までの時短要請	
ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分)	(措置区域以外は21時までの働きかけ) ※映画館については、 1000㎡超:5時から21時までの時短要請	
体育館、スケート場、水泳場、 スポーツクラブ、ヨガスタジオ 等	 イベントの開催制限の遵守 1000㎡超:5時から20時までの時短要請 (措置区域以外は21時までの働きかけ) ※イベント開催の場合は5時から21時までの時短要請 	
博物館、美術館、科学館等		
マージャン店、パチンコ屋等	・1000㎡超:5時から20時までの時短要請 (措置区域以外は21時までの働きかけ)	
個室ビデオ店、射的場等		
スーパー銭湯、ネイルサロン等	(月世区域及が1821時より)割でが17	
大規模小売店、ショッピングセンター等	・1000㎡超:5時から20時までの時短要請 (措置区域以外は21時までの働きかけ)	
スーパー、コンビニ 等	・感染防止対策の徹底	